

江差線(五稜郭・木古内間)における地域交通の確保方策について

1 事業形態等について

(1) 事業形態

第三セクター鉄道方式

〔 旅客鉄道維持という沿線市町の意向、初期投資等の
経費圧縮の見通しなどを考慮 〕

(2) 道・沿線市町の負担割合

区 分	割 合
北 海 道	80.0%
沿 線 市 町	20.0%
函 館 市	4.4%
北 斗 市	11.2%
木 古 内 町	4.4%
合 計	100.0%

〔 他県の事例を参考にしつつ、江差線の利用実態、
新幹線によるメリット、道の財政状況等を考慮 〕

(3) 事業形態等の再検討

- ① 道・沿線市町は、毎年度、三セク会社から経営状況及び収支見通しの報告を受け、経営状況に応じ、収支改善の方策を協議・提案する。
- ② 開業当初から赤字経営が見込まれる中、開業後一定期間が経過した後(5年ごとを基本)に、利用状況や収支の動向などの検証を行う。

検証の結果、開業時における利用見込みや収支見込みを下回り、かつ、その改善を見込むことが困難と判断した場合には、事業形態や道・沿線市町の負担割合などを再検討する。

2 今後の開業準備事務等について

(1) 協議会の組織改正

今後、経営計画等の策定や経営主体の設立準備など、開業に向けた準備を進めるため、「北海道道南地域並行在来線対策協議会」を改組し、新たに「道南地域(五稜郭・木古内間)第三セクター鉄道開業準備協議会」を設置する。
(設置要領(案)は別紙のとおり)

道南地域(五稜郭・木古内間)第三セクター鉄道開業準備協議会

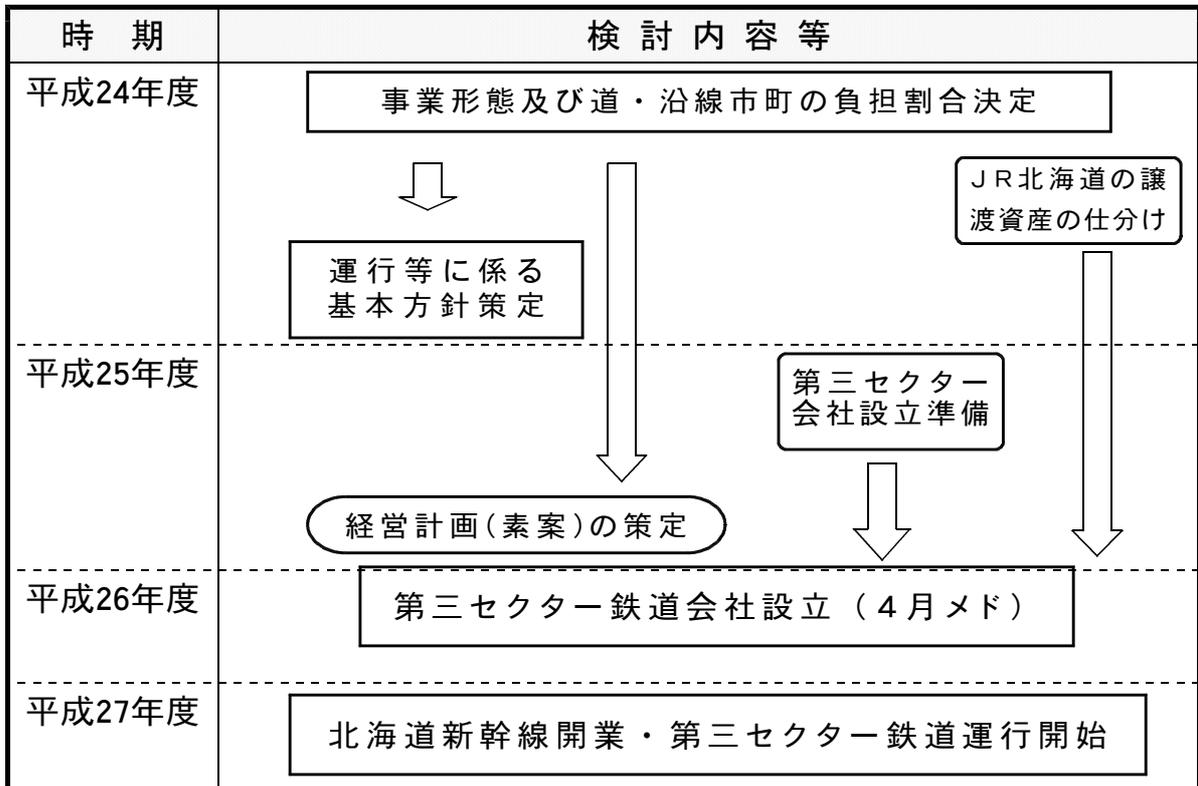
○ 目的

協議会は、北海道新幹線の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離される江差線(五稜郭・木古内間)の経営分離後に運行する第三セクター鉄道の開業に関する基本的な事項について協議し、決定する。

○ 所掌事項

- ・ 並行在来線の基本方針の策定に関する事
- ・ 並行在来線の経営計画の策定に関する事
- ・ 並行在来線の経営主体の設立準備に関する事
- ・ その他目的を達成するために必要な事項に関する事

(2) 今後のスケジュール



並行在来線江差線(五稜郭・木古内間)にかかる検討スケジュール

平成24年5月

事業形態及び道・沿線市町の負担割合の決定



運行等に関する基本方針の策定

経営計画(素案)の策定

- [検討項目]
- 経営形態
 - 経営区間
 - 運行計画
(ダイヤ編成等)
 - 施設・車両
 - 収入、運賃
 - 組織体制
 - 初期投資、資金
 - 経営収支見込
 - 利用促進
など

JR北海道の譲渡資産の仕分け

協議会
(24年10月)

協議会
(25年3月)

第三セクター鉄道会社
設立準備
(出資、定款、設立総会等)

協議会
(25年度適宜開催)

平成25年度

反映

再精査

平成26年度

第三セクター鉄道会社の設立(4月メド)

- 【第三セクター鉄道会社】
- 経営計画の策定
 - 鉄道事業許可・認可申請
 - 開業準備(JR資産の受入、運行ダイヤ、職員採用、工事発注等)
 - 利用促進策の検討 など

- 【協議会】
- 運行に関する第三セクター鉄道会社との協議・調整
 - 国等への要請活動
 - 利用促進等の検討

平成27年度

北海道新幹線開業・第三セクター鉄道運行開始

別紙

道南地域（五稜郭・木古内間）第三セクター鉄道開業準備協議会設置要領（案）

（名称）

第1条 この協議会は、道南地域（五稜郭・木古内間）第三セクター鉄道開業準備協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、北海道新幹線の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離される江差線（五稜郭・木古内間）（以下「並行在来線」という。）の経営分離後に運行する第三セクター鉄道の開業に関する基本的な事項について協議し、決定する。

（所掌事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- （1）並行在来線の基本方針の策定に関する事
- （2）並行在来線の経営計画の策定に関する事
- （3）並行在来線の経営主体の設立準備に関する事
- （4）その他目的を達成するために必要な事項に関する事

（組織）

第4条 協議会は、北海道及び並行在来線沿線市町の代表者をもって構成する。

（役員）

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 座長は、北海道とする。

（会議の招集等）

第6条 協議会は、座長が招集し、これを主宰する。

- 2 座長は、必要に応じ、第4条の構成機関以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。
- 3 構成員は、必要に応じ、代理者を出席させることができる。

（幹事会）

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、北海道、並行在来線沿線市町の担当課長をもって構成する。
- 3 幹事会の座長は、北海道とする。

（事務局）

第8条 事務局は、北海道総合政策部新幹線・交通企画局地域交通課に置く。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

〔参 考〕

○協議会構成員

北海道知事、函館市長、北斗市長、木古内町長

○幹事会構成員

北海道総合政策部新幹線・交通企画局並行在来線担当課長
北海道渡島総合振興局地域政策課新幹線推進室長
函館市新幹線対策室次長
北斗市総務部企画財政課長
木古内町まちづくり新幹線課長